

陸上自衛隊仕様書			
調達要求番号	6NL81AX0018	仕様書番号	
宿舎受水槽等清掃及び受水槽修理役務		厚 8－ 4	
		作成年月日	令和 8 年 8 月 3 1 日
		履行期限	令和 9 年 3 月 3 1 日
		作成部隊等名	八戸駐屯地業務隊厚生科

1 適用範囲

本仕様書は、陸上自衛隊八戸駐屯地桔梗野宿舎及び八戸宿舎において実施する「受水槽等清掃役務」及び八戸宿舎 2 1 号棟受水槽において実施する「受水槽修理役務」について適用する。

2 役務概要

(1) 場所

ア 青森県八戸市河原木字八太郎山 4－2 5 4 陸上自衛隊八戸駐屯地八戸宿舎

イ 青森県八戸市市川町字桔梗野上官地 陸上自衛隊八戸駐屯地桔梗野宿舎

(2) 内容

ア 受水槽・高置水槽の内外部の清掃、消毒、水質検査

イ 2 1 号棟受水槽の漏水修理 1 式

(3) 実施時期

細部日程は、官側との協議により実施する。

3 一般事項

- (1) 本役務は、本仕様書によるほか、国土交通省制定「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」、「建築保全業務共通仕様書」、「水道法」、「水道法施行規則」、「水質基準に関する省令」、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則」及び同法に基づく厚生労働省告示並びに各地方条例に準じて実施するものとし、特に指示がなくとも技術的に当然なすべきことは積極的に実施することとし、作業開始 1 週間前までに本作業に係る「お知らせ」等を作成・配布し、入居者へ周知徹底を図ること。
- (2) 図面及び仕様書に相違がある場合や明示のない場合、又は疑義を生じた場合には、全て監督官と協議し、その指示に従うこと。
- (3) 軽微な変更は、協議によるものとし、この場合において契約金額の増減は行わない。
- (4) 本役務に使用する材料は、搬入時に「材料検査簿」を提出し、監督官の承認を受けたのちに使用すること。
- (5) 災害予防については、万全の対策を講じて充分留意し、突発事故が生じた場合には、速やかに監督官に報告すること。なお、災害・事故に伴う損害等は全て請負者の負担とし、部隊側としての補償は、一切行わない。
- (6) 役務実施において諸施設に汚染・損傷を与えた場合は速やかに原状に回復すること。
- (7) 本役務により発生した消耗材の処分は請負者側で行うこと。ただし、発生材のうち金属は、所定の様式による発生材調書を提出すると共に駐屯地内の官側が指定する場所へ集積すること。

- (8) 役務実施にあたり、官側の水道・電気を使用する場合は「水道・電気使用申請書」を監督官に提出し、許可を受けた後に使用するものとし、仮設メーターの設置等については請負者側の負担とする。また、官側から供給する水道及び電気は有料とし、会計隊の指示に従い、その代価を支払うこと。
- (9) 役務完了の際は、請負者立会いのうえ検査官の検査を受けること。検査の結果、手直し等がある場合は指定の期日までにこれを完成し、報告すること。

4 特記事項

(1) 清掃対象水槽

建物番号	規格・構造	数量	備考
桔梗野宿舎 A棟 B棟 C棟 D棟	受水槽：屋外床置 2 槽 67.3 m ³ (FRP 製) 高置水槽：屋外高架 4 槽 9.5 m ³ (FRP 製) 水質検査：4 棟 ポンプ：水中ポンプ及びユニット点検 (絶縁測定及び電極等の点検)	1 式	
八戸宿舎 1 8 号棟	受水槽：屋外床置 1 槽 20 m ³ (FRP 製) 高置水槽：屋外高架 1 槽 3 m ³ (FRP 製) 水質検査：1 棟 ポンプ：水中ポンプ及びユニット点検 (絶縁測定及び電極等の点検)	1 式	
八戸宿舎 1 9 号棟	受水槽：屋外床置 1 槽 35 m ³ (FRP 製) 高置水槽：屋外高架 1 槽 3 m ³ (FRP 製) 水質検査：1 棟 ポンプ：水中ポンプ及びユニット点検 (絶縁測定及び電極等の点検)	1 式	
八戸宿舎 2 1 号棟	受水槽：屋外床置 1 槽 40 m ³ (FRP 製) 高置水槽：屋外高架 1 槽 4 m ³ (FRP 製) 水質検査：1 棟 ポンプ：水中ポンプ及びユニット点検 (絶縁測定及び電極等の点検)	1 式	

(2) 清掃の一般事項、清掃作業、消毒作業

建築保全業務共通仕様書「4. 5. 1 受水タンク・高置タンク」及び「4. 5. 2 受水タンク・高置タンクの清掃」による。また、清掃実施者については、着手に先立ち菌検査報告書を提出する。

(3) 水質検査及び残留塩素測定

受水槽の水張り完了後、監督官の指示する箇所から検体を採水し、水質検査及び残留塩素の測定を行い、検査結果報告書を提出する。また、検査結果において異常が発生した場合は、速やかにその原因を調査し、正常な状態にすること。

(4) 水質検査は次に示す 10 項目とする。

- ア 一般細菌
- イ 大腸菌
- ウ 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
- エ 塩化物イオン
- オ 有機物（全有機炭素 T O C の量）
- カ p H 値

キ 味
ク 臭気
ケ 色度
コ 濁度

(5) 漏水修理資材及び作業等内訳表

表 1 資材等

No.	内 容	仕 様・規 格	数量	単位	備 考
1	ライニング用ポリエステル樹脂	接合部W200*3P*80m	18.5	m ²	同等品以上のものとする。
2	クリアトップコート樹脂	W200*80m	18.5	m ²	
3	樹脂パテ／ルミコン	接合部段差	1	式	
4	ガラスマット W200	接合部W200*3P 仕様	276	m	
5	F R P 関連副資材	硬化剤/プライマー/アセトン/他	1	式	
6	その他雑材及び消耗材	ウエス/ナイロン/ローラー他	1	式	

表 2 作業等

No.	内 容	仕 様・規 格	数量	単位	備 考
1	槽内部清掃	水垢等清掃	1	式	
2	ライニング部分目粗し		92	m	
3	樹脂パテ充填		1	式	
4	接合部F R Pライニング		92	m	
5	トップコートライニング		92	m	

表 3 雑作業

No.	内 容	仕 様・規 格	数量	単位	備 考
1	資材搬入・搬出		1	式	
2	養生及び清掃	水槽廻り	1	式	
3	パネル接合部増し締め		1	式	

表 4 検査

No.	内 容	仕 様・規 格	数量	単位	備 考
1	水質検査		1	検体	

※上記修理に必要なパッキン・ボルトナット等の消耗品は業者負担とする。また、上記の内訳表数量は参考であり、細部は現地採寸等を行うものとする。

(6) その他

- ア 本役務に使用する作業衣、使用器具等及び清掃に使用する水は請負者側で準備する。
- イ 受水槽内水量調整及び清掃後の入水は、監督官の指示により実施する。
- ウ 作業員の検便検査結果を監督官に提示するものとする。
- エ 作業前に槽内の酸素濃度等の測定を酸素欠乏作業主任者が実施し、安全が確保されたのち、作業を行うものとする。
- オ 本作業従事者は水道法第21条の規定に基づく健康診断を実施した者とし、健康状態が良好な者が行う。また、作業前に健康診断結果書（本人確認を証明できる身分証明書等）を監督官に提示するものとする。

カ 役務開始前に監督官と実施時期を調整し、業務や入居者の生活に支障のない日であることを事前に確認すること。なお、断水に係る入居者への資料配布等は業者側で実施すること。

キ 軽微な作業内容等の変更は、契約金額の変更を行わないものとする。

5 品質管理

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

6 提出書類

- (1) 施工に先立ち実施工程表等を作成し監督官の承認を受ける。提出書類は監督官の指示に従い提出すること。

- ア 役務着手届
- イ 現場代理人等指名通知書
- ウ 貯水槽清掃業の登録証明（写し）
- エ 貯水槽清掃作業主任者証明（写し）
- オ 酸素欠乏作業主任者証明（写し）
- カ 工程表（計画・実施）
- キ 役務日報
- ク 役務打合せ簿
- ケ 菌検査報告書
- コ 検査結果報告書
- サ 作業報告書（様式随意）
- シ 役務完了届
- ス 絶縁測定及び電極点検結果報告書
- セ 役務写真（作業前・中・後及び指示する箇所）
- ソ その他、監督官の指示する書類

- (2) 役務写真については、下表を参考に提出すること。

分類	規格	提出部数	備考
作業前	サービス版 (カラー)	各1部 (アルバム等に 貼付け) 提出	デジタルカメラ（200万画素以上）のものを使用して撮影する。公共建築協会「工事写真の撮り方（最新版）」を参考に整理すること。
作業中			
隠蔽部			
作業後 (完成)			

7 関係図面

別図「案内図」

案内図



八戸宿舎 21号棟受水槽

